

## 概要

審査請求人（以下「請求人」という。）に発病した「適応障害」は、業務上の事由によるものとは認められないとして、審査請求を棄却した事例

## 要旨

### 1 事案の概要及び経過

請求人は、平成〇年〇月〇日から〇会社に所属し、同社が施設維持管理等の委託を受けている〇施設において、本件施設に集められた一般家庭で出る可燃物をゴミ運搬車にて運搬する業務、担当車両の管理業務、粗大ゴミ破碎処理補助業務及び施設内付帯業務に従事していた。

請求人は、平成〇年〇月〇日に発熱のため急遽仕事を休んだことがきっかけとなって、本件施設責任者から無視されるようになり、平成〇年〇月中旬頃から食欲不振、不眠等の症状が出現したため、同年〇月〇日、〇病院に受診したところ「適応障害」と診断された。

請求人は、業務が原因で精神障害を発病したとして、監督署長に療養補償給付及び休業補償給付の請求を行ったところ、監督署長は、請求人の精神障害は業務上の事由によるものとは認められないとして、これを支給しない旨の処分を行った。

### 2 審査請求の理由

請求人は、審査請求の理由として、要旨、次のとおり述べている。

勤務先の責任者の仕事上の態度から発病したものであり、監督署長からの「発病した適応障害については、業務による心理的負荷が原因となって発病したものと認められないため。」ということに納得がいかない。

### 3 原処分庁の意見

監督署長は、平成23年12月26日付け基発1226第1号「心理的負荷による精神障害の認定基準について」に基づき、不支給決定とした理由として、要旨、次の意見を述べている。

- (1) 請求人はICD-10診断ガイドラインに示されている「F43.2 適応障害」を平成〇年〇月中旬頃に発病したと認められる。
- (2) 発病前おおむね6か月及び発病後に特別な出来事は認められない。
- (3) 発病前おおむね6か月の間における業務による心理的負荷については、平成〇年〇月以降、責任者が請求人に話しかけることをしなくなったとの事実が認められる。このことは具体的出来事「上司とのトラブルがあった」を類推してあてはめることが妥当であり、平均的な心理的負荷の強度は「Ⅱ」を修正することなく適用した。

請求人は、責任者から話かけられなくなったことから心理的負荷を受けたものであるが、責任者は当該労働者を無視していた事実を認めているが、当該労働者から話しかけてきた時にはこれに答えていたこと、また、同僚もこうした状況に気が付かない程度であったことを考えると、一般的には弱い心理的負荷であるとも考えられるが、1か月余りの期間にわたって、責任者が当該労働者に無視した理由を説明しないといった状況が継続したことを勘案すると、当該出来事の心理的負荷の総合評価は「中」と判断した。

なお、発病前おおむね6か月間において休日は定期的に取得しており、時間外労働もほぼ認められないことから恒常的な長時間労働は認められない。

- (4) 業務以外の出来事、個体側要因について特に問題は認められない。
- (5) 以上のとおり、業務による心理的負荷の総合評価は「強」に至らないことから、請求人に発病した精神障害は業務上の事由によるものとは認められない。

### 4 審査官の判断

- (1) 平成23年12月26日付けの基発第1226第1号通達「心理的負荷による精神障害の認定基準について」に照らし判断すると次のとおりである。
- (2) 請求人はICD-10診断ガイドラインに示されている「F43.2 適応障害」を平成〇年〇月中旬頃に発病したと認められる。
- (3) 発病前おおむね6か月及び発病後に特別な出来事は認められない。
- (4) 発病前おおむね6ヶ月の間における業務による心理的負荷について検討すると、「責任者の雰囲気が変わった」及び「自分を避けている感じがした」ことについては、請求人は、平成〇年〇月以降、いつもなら日常会話等をするが、責任者の雰囲気が違った感じがして、話しかけられなくなっ

たと申述し、責任者も自分から話しかけることをしなくなったと申述していることから、このことで請求人が心理的負荷を受けた事実が認められる。

当該出来事は、具体的出来事の「上司とのトラブルがあった」を類推して当てはめる事が妥当と判断し、平均的な心理的負荷の強度は「Ⅱ」である。

請求人は、責任者から話しかけられなくなったことに心理的負荷を受けたものであるが、責任者は請求人に話しかけることをしない事実を認めつつも、請求人から話しかけてきた時にはこれに答えていたこと、また、同僚もこうした状況に気が付かない程度であったことを考えると、一般的には弱い心理的負荷であるとも考えられる。しかし、1か月余りの期間に渡って責任者が請求人に話しかけなかった理由を説明しないといた状況が継続したことを勘案し、当審査官は当該出来事の心理的負荷の総合評価を「中」と判断する。

「早出の指示がされなくなった」ことについては、責任者及び同僚2名の申述から通勤に配慮したものと解される内容で、請求人が感じたような差別とは言えないものと判断することから、心理的負荷を受けた出来事として評価することはできない。

「職場の他の人間も話しかけて来なくなった。自分に対する責任者の態度から他の人も話しかけづらくなったと思う」ことについては、同僚は、「請求人から、責任者から最近話してもらえないと聞いたものの普段の様子からそんな感じはなかった。」と申述しており、「責任者の態度から他の人も話しかけづらくなった」とされる事実は確認されないことから心理的負荷を受けた出来事として評価することはできない。

請求人の時間外労働について、発病前おおむね6か月間における長時間労働は認められず、また、具体的出来事の前後に恒常的な長時間労働は認められない。

以上のことから、業務による心理的負荷を総合評価しても「強」とは判断できない。

したがって、請求人に発病した疾病は、業務上の事由によるものとは認められず、監督署長が請求人に対してなした療養補償給付及び休業補償給付を支給しない旨の処分は妥当であって、これを取り消すべき理由はない。